

内部監査の実施状況について

(平成31年3月7日現在)

埼玉労働局

監査対象官署名	監査実施日 (下記期間にかけて実施)	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成30年10月2日 ～ 平成30年10月5日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○命免関係、出納官吏等の牽制体制、出勤簿、休暇簿、旅費事務、物品、諸謝金・相談員関係、庁舎管理関係は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ・超過勤務手当の支給について、超過勤務時間に整合性のない事案が認められた。	・誤って支給していた超過勤務手当については、勤務時間の再点検を実施し、追給処理を行った。 今後は、関係法令、人事院規則等に基づき、適正な処理を行うこととする。
さいたま 労働基準監督署 他7署	平成30年10月12日 ～ 平成30年10月30日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○出勤簿、休暇簿、旅費事務、物品、諸謝金・相談員関係、庁舎管理関係は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ・超過勤務手当の支給について、超過勤務時間に整合性のない事案が認められた。	・誤って支給していた超過勤務手当については、事実を確認し、回収処理を行った。 今後は、関係法令、人事院規則等に基づき、適正な処理を行うこととする。
川口 公共職業安定所 他14所	平成30年11月2日 ～ 平成30年11月29日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○命免関係、出納官吏等の牽制体制、出勤簿、休暇簿、超過勤務・旅費事務、物品、庁舎管理関係は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ・非常勤職員の活動実績報告書に転記誤りが認められた。	・処理が誤っていたものについては、速やかに再確認を行い、回収処理を行った。 今後は、関係法令、人事院規則等に基づき、適正な処理を行うこととする。